

岡山浄水場  
薬品沈澱池点検清掃業務委託

特記仕様書

平成 30 年度

岡山県広域水道企業団

# 目次

第 1 章 総則	
第 1 節(適用範囲)-----	1
第 2 節(委託場所)-----	1
第 3 節(関係法規の遵守)-----	1
第 4 節(連絡体制)-----	1
第 5 節(軽微な変更)-----	1
第 6 節(疑義の解決)-----	1
第 7 節(提出書類)-----	1
第 2 章 岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託	
第 1 節(業務範囲)-----	2
第 2 節(業務目的)-----	2
第 3 節(業務内容)-----	2
第 4 節(業務管理)-----	3
(別紙)提出書類一覧-----	6

# 第 1 章 総則

## 第1節（適用範囲）

本仕様書は、岡山県広域水道企業団（以下、「甲」という）が施行する岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託に適用する。

## 第2節（委託場所）

委託場所は、以下に示す住所である。

岡山市東区寺山650 岡山県広域水道企業団 岡山浄水場 薬品沈澱池

## 第3節（関係法規の遵守）

受注者（以下、「乙」という）は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規程を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

## 第4節（連絡体制）

- 1 乙は、甲及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 乙は、業務の履行にあたり甲及びその他関係機関への届出などを遅延なく実施しなければならない。

## 第5節（軽微な変更）

- 1 乙は現場の状況などにより、作業位置や方法に関して、やむをえずに行う軽微な変更については、甲の担当職員と協議し調整することとする。
- 2 本仕様書に明記していない事項であっても、業務上当然必要と認められるものは、乙に於いて償で行うものとする。

## 第6節（疑義の解決）

乙は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、甲の担当職員と協議する。

## 第7節（提出書類）

- 1 提出書類は提出書類一覧表を基本とする。
- 2 提出部数は原則として提出書類一覧表によるが、甲の担当職員が指示する場合はこの限りではない。また、提出書類の様式は甲の担当職員の指示によるものとする。

## 第 2 章 岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託

### 第1節（業務範囲）

岡山浄水場 薬品沈澱池 点検清掃

### 第2節（業務目的）

本委託は、岡山浄水場薬品沈澱池の機能維持を図るため、池内清掃を実施し、沈澱内外に設置している機械設備を点検するものである。

### 第3節（業務内容）

#### 1 岡山浄水場 薬品沈澱池 点検清掃

点検箇所・数量については下記項目を基準とする。

##### (1) フラッシュミキサー(4基)

- ア フラッシュミキサー減速機の外観目視点検
  - イ フラッシュミキサー減速機の動作、異音、振動確認
  - ウ フラッシュミキサー減速機の運転電流測定
  - エ フラッシュミキサー減速機電動機の絶縁抵抗測定
  - オ フラッシュミキサー減速機のオイル交換
  - カ フラッシュミキサー減速機のオイルゲージ交換
- ただし、交換に要するオイル及びオイルゲージは支給品とする。

##### (2) 流入渠(8槽)

- ア 躯体のひび割れや損傷箇所の外観目視点検
- イ 流入ゲートの外観目視点検

##### (3) フロック形成池(3段×8槽)

- ア 躯体のひび割れや損傷箇所の外観目視点検
  - イ 排水トラフの外観目視点検
  - ウ (池内) フロキュレータの外観目視点検(軸、軸受、攪拌翼等)※
  - エ (池内) フロキュレータの動作、異音、振動の確認※
  - オ (池内) フロキュレータ軸受ブッシュの磨耗確認(軸との隙間測定)※
  - カ (室内) フロキュレータ減速機の外観目視点検
  - キ (室内) フロキュレータ減速機の動作、異音、振動確認
  - ク (室内) フロキュレータ減速機電動機の絶縁抵抗測定
  - ケ (室内) フロキュレータ減速機の運転電流測定
  - コ (室内) フロキュレータ減速機のオイル交換(1列目)
  - サ (室内) フロキュレータ減速機のグリス補給(2列目、3列目)
- ただし、交換に要するオイル及びグリスは支給品とする。
- ※2系は除く。

(4) 沈澱池(5段×8槽)

- ア 躯体のひび割れや損傷箇所の外観目視点検
  - イ 排水トラフの外観目視点検
  - ウ 傾斜板式沈降装置の外観目視点検
  - エ (池内) 掻寄機の外観目視点検(軸、軸受、スプロケット、チェーン、フライト、レール等)
  - オ (池内) 掻寄機の主務チェーンのチェーン張り確認、及び必要に応じチェーン張りの調整
  - カ (池内) 掻寄機各スプロケットの歯型点検(従動スプロケット[2箇所/槽]、主務スプロケット[10箇所/槽])
  - キ (池内) 掻寄機の動作、異音、振動の確認
  - ク (地上部) 掻寄機減速機の外観目視点検
  - ケ (地上部) 掻寄機減速機の動作、異音、振動確認
  - コ (地上部) 掻寄機減速機電動機の絶縁抵抗測定
  - サ (地上部) 掻寄機減速機の運転電流測定
  - シ (地上部) 掻寄機減速機のグリス補給
- ただし、交換に要するグリスは支給品とする。

(5) 流出帯(8槽)

- ア 躯体のひび割れや損傷箇所の外観目視点検
- イ 流出帯の損傷箇所等外観目視点検

(6) 流出渠(8槽)

- ア 躯体のひび割れや損傷箇所の外観目視点検
- イ 流出ゲートの外観目視点検

(7) 排泥促進ポンプ(8基)

- ア (室内) 排泥促進ポンプの外観目視点検
- イ (室内) 排泥促進ポンプの動作、異音、振動確認
- ウ (室内) 排泥促進ポンプ電動機の絶縁抵抗測定
- エ (室内) 排泥促進ポンプの運転電流測定

第4節 (業務管理)

- 1 各点検作業は、熟練された技術者を派遣し、後記の調整及び試験、消耗部品及び油脂類の交換補給等を実施するものとする。
- 2 業務の履行に水や電源が必要となる場合には、甲の担当職員の承諾を受けることで、排泥促進ポンプやコンセント等の甲の設備を使用することができる。なお、甲の設備を使用する際には、設備に損傷を与えないようにすること。
- 3 池内の水抜きに必要な水中ポンプ、発電機、ケーブル等の仮設資材及び洗浄用ホース、

清掃用具(スクレイパー、デッキブラシ、木製レーキ等)類、脚立、はしご並びにその他点検清掃に必要な物は、乙で負担するものとする。これらの資機材及び服装等は清浄な物とし、使用前に甲の担当職員の下承を得るものとする。

- 4 フロキュレータ、集水トラフの清掃は地上部及び池内から放水を行いながら清掃用具で清掃を行うこと。また、作業の際は、当該設備に損傷を与えないよう十分に注意すること。
- 5 傾斜板式沈降装置の清掃は、傾斜板等の状態を監視しながら徐々に水位を下げ、傾斜板等が破損しないよう慎重に、地上部及び池内からの放水により水洗い作業を行うものとする。
- 6 壁面、底面に付着または堆積している汚泥は、放水を行いながら清掃用具で清掃するものとする。
- 7 沈澱池底部に設置している搔寄機及びホッパー部分に設置してある排泥促進管等は破損しやすいことから物を衝突させないように十分に注意すること。また、これらの物に乗って作業してはならない。
- 8 フロキュレータ軸受ブッシュの磨耗確認をする際は、測定可能な範囲から1点以上を選択し、オイレスメタルとスリーブの隙間を測定すること。
- 9 搔寄機各スプロケットの歯型点検をする際は、当該スプロケットのくぼみの型枠を用意し、型枠とくぼみの隙間をテーパーゲージ等で測定すること。なお、測定点は担当職員の指示する点を基準とし、90度おきに全4点とする。
- 10 外観目視点検により、ひび割れが確認された場合は、ひび割れ箇所、ひび割れの長さ、ひび割れの幅を調査すること。その際、周囲の機器や構造物等に損傷を与えないように、十分に注意すること。
- 11 清掃により発生した洗浄排水は、自然流下にて排泥池に送るものとする。また、壁面、傾斜板式沈降装置、床面ごとの清掃が完了した時点で、甲の担当職員の確認を得るものとする。
- 12 作業に際しては、必要な転落・墜落防止対策を行うこと。また、水気のある場所で電気を使用する場合には、必要な感電事故防止対策を行い、安全には十分に配慮するものとする。また、作業中は機器への巻き込み防止対策を行うこと。
- 13 点検は、沈澱池の清掃にあわせて実施し、その結果を報告すること。各機械設備は浄水処理において重要な設備であるため、点検は十分な点検実績を持つ者によらなければならない。また、事前に点検実施者の実績表を提出し、甲の担当職員の下承を得るものとする。

- 14 報告書の書式は甲の担当職員の指示による。なお、報告書の記載項目等については、事前に甲の担当職員と協議し、技術的視点に基づいた書類とすること。また、点検対象部分以外であっても異常を発見した場合及び施設等を破損した場合には直ちに甲の担当職員に報告すること。
- 15 作業日程は、原則として9月から12月の間に実施するものとする。また、1池作業につき7日以上の間隔をおくものとする。
- 16 点検に際しては下記項目を基準とする。
  - (1) 点検を行う際には、あらかじめ前年度の報告書を元に、甲の担当職員から現在の劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とすること。
  - (2) 点検は、原則として目視、触接又は打診等により行うこと。
  - (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該設備専用の測定機器を使用すること。
  - (4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行うこと。
  - (5) 点検作業の結果、対象部分の機能及び性能を現状より低下させてはならない。
- 17 別途発注予定の岡山浄水場薬品沈澱池フロキュレータ(2系)修繕工事受注者との連絡調整を密に行い、現場管理・工程管理・安全管理に努めること。

(別紙) 提出書類一覧

受注者が担当職員 に提出する書類	書 類 名	提 出 期 限	提出先	提出 部数	備 考
業務着手時の書類	業務管理責任者等の指名通知書	契約後7日以内	担当職員	1	
	業務日程表	〃	〃	1	
	業務着手届	〃	〃	1	
	緊急連絡体制表	〃	〃	1	
業務中の書類	業務打合簿	〃	担当職員	1	
	機器・材料確認書	〃	〃	1	
	入場許可願	初回入場7日以上前	〃	2	
	腸内細菌検査結果報告書	初回入場7日以上前	〃	1	
	業務関係者名簿	契約後30日以内	〃	1	※1
	業務実施計画書	契約後30日以内	〃	1	
完了時の書類	業務委託写真帳	完了時	担当職員	1	
	報告書	〃	〃	1	
	業務完了届	〃	〃	1	
	業務委託検査写真帳	検査完了時	担当職員	1	
	代金請求書	〃	〃	1	



- ※1 腸内細菌検査結果報告書については、検査から半年以内の結果書を有効とし、陰性を証明するものに限る。検査項目としては、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌である。
  
- ※ 乙は、業務履行上で必要な諸事情について、甲の担当職員と協議を行った場合は原則としてその都度内容を議事録として提出すること。尚、甲の担当職員が提出の必要性がないと判断した場合には、この限りではない。